

2025年度

## ★ News 『令和7年度 税制改正大綱』が決定

自民・公明両党による『令和7年度税制改正大綱』は、令和6年12月27日閣議決定されました。注目された「年収103万円の壁」の見直しに重点を置き、所得税の非課税枠を123万円にする方針を明記するとともに、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金の拠出限度額の引上げなどが盛り込まれています。

防衛力強化への財源確保の措置としては、令和8年(2026年)4月には法人税・たばこ税の増税が図られており、「防衛特別法人税(仮称)」の創設が明記されています。

## 【令和7年度 税制改正大綱のポイント】

## 【所得税】

- 所得税の基礎控除を現行48万円から10万円引き上げ、58万円とする。  
給与所得控除の最低保障額について、現行55万円から10万円引き上げ、65万円とする。  
令和7年(2025年)分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税に適用する。
- 生計を一にする19歳～23歳未満の親族の特定扶養控除の年収要件については、85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が現行の特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また85万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み「特定親族特別控除(仮称)」を新たに導入する。
- 確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等の引上げ

## 【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

- 「防衛特別法人税(仮称)」の創設
  - ・法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。
  - ・令和8年(2026年)4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- たばこ税の見直し — 令和8年(2026年)4月1日以後に、見直しを実施する。

## ★ News 国税庁『医療費控除』のQ&amp;Aから…確定申告の留意点

- ①先発医薬品の「特別の料金」は  
令和6年(2024年)10月以降、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある医薬品について、先発医薬品を希望した場合、「特別の料金」を支払うこととされました。この「特別の料金」は、医療費控除の対象となります。但し、マイナポータル連動の「医療費通知情報」には、この「特別の料金」は保険の対象でないため含まれていません。領収書から明細書に記入してください。
- ②人間ドック・健康診断の費用は  
原則として医療費控除の対象とはなりません。しかし重大な疾病が見つかり治療を行ったときは、治療に先立った診察と考え、医療費控除の対象となります。
- ③眼科治療については  
レーシック手術(視力回復レーザー手術)・オルソケラトロジー治療(角膜矯正療法)の費用は、医療費控除の対象になります。一般の眼鏡の購入費用は視力回復治療の対価ではないので、原則として対象になりませんが、医師の判断で治療のために装用するものは対象になります。

巳

本年も  
よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 2F  
税理士法人 田中・吉野会計  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259